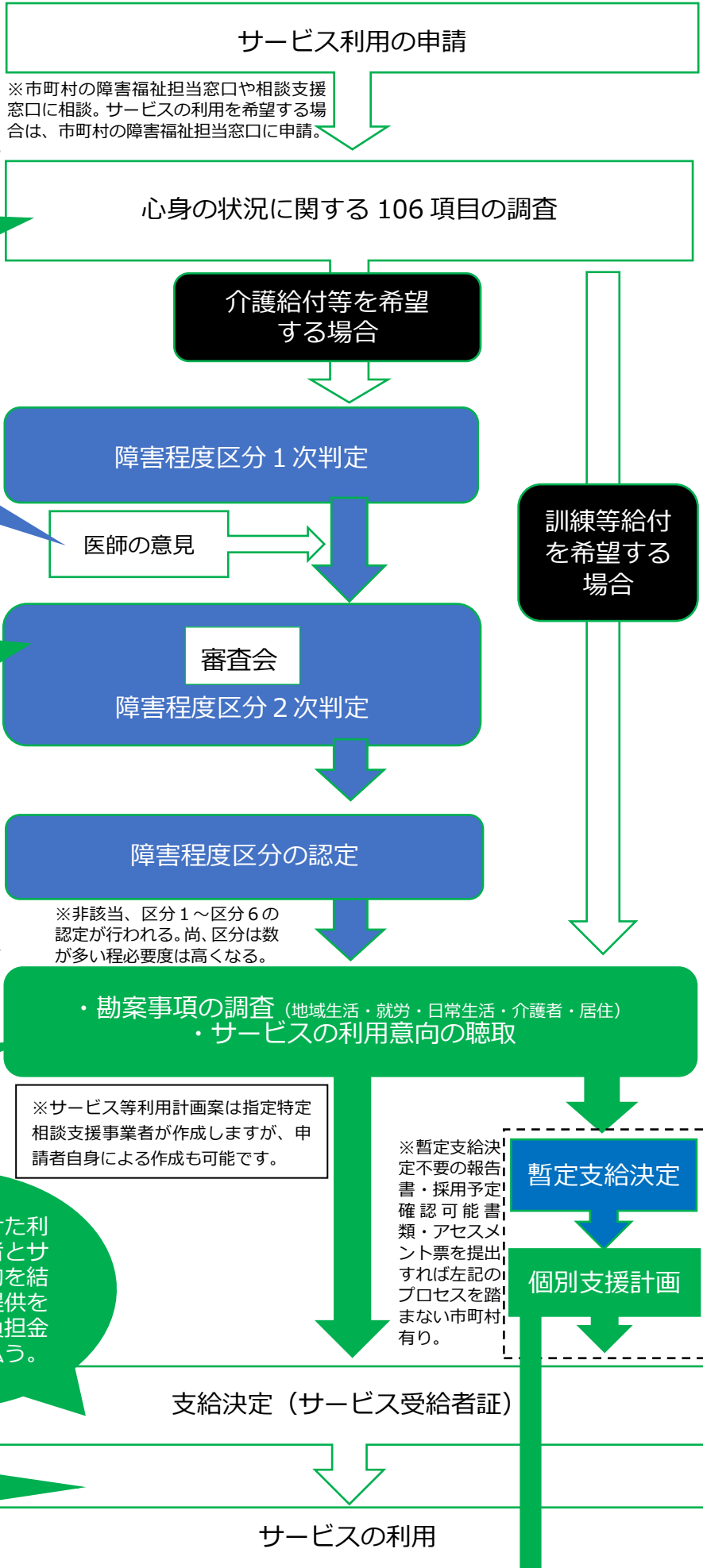


支援利用までの流れ

介護給付を希望する場合
訓練等給付を希望する場合



利用者の相談を受け、市へサービス利用申請をする。障害者福祉調査員が、認定調査(アセスメント)を実施する。

かかりつけ医に申請者の心身の状態、特別な医療などの意見を求める。※市町村が依頼します。

認定調査の結果に基づき、障害程度区分1次判定、審査会で2次判定を実施し、その程度に基づき、市は障害程度区分を認定し通知する。

同行援護の場合、別途同行援護アセスメント調査票によるアセスメントを行う。但し身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関する106項目のアセスメント、障害程度区分の1次判定、2次判定【審査会】、障害程度区分の認定は行わない。

市はサービス利用の意向を聴取し、支給決定を行い、決定通知・受給者票を送付する。

決定通知を受けた利用者は、事業者とサービス利用契約を結び、サービス提供を受け、利用者負担金を事業者を支払う。

事業者は市へ公費負担分を請求し、市は事業者へ支払う。

※暫定支給決定をしない事業所はサービス利用が始まって1か月以内に個別支援計画を市町村に提出する。